

質問第一八号

保坂展人衆議院議員の電話盗聴事件に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年十二月十五日

福島瑞穂

参議院議長 斎藤 十朗 殿

保坂展人衆議院議員の電話盗聴事件に関する質問主意書

本年六月に保坂展人衆議院議員の携帯電話が盗聴された。折しも通信傍受法の審議の真っ最中であり、その審議中に起きた当事件は、非常に不気味であり、審議の内容を左右しかねない重大なものであった。こうした事件の真実を知ることが、国会議員の責務であると考えます。当事件につき、現在の捜査状況及び真実につき、政府はどのように把握しているのか、速やかに明らかにされたい。また、今後このような事件が起こらないようにするために、政府はどのような対策をするつもりか、併せて明らかにされたい。

右質問する。